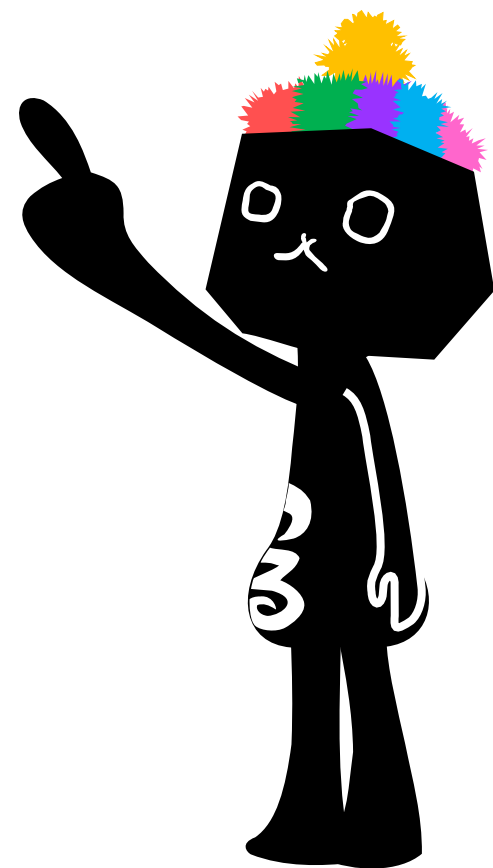


よくある質問！



よくある質問！

Q1 認定こども園になることのメリットは？

【回答】

3～5歳の児童は、保護者が働いている、いないに関わらず利用できます。例えば、保育所の場合、出産を機に仕事を中断すると「保育を必要とする」状態ではなくなり、退所を余儀なくされ、子どもの保育環境に大きな影響を与える場合があります。しかし、認定こども園では、同じ施設を継続して利用することが可能となり、こうした問題が解消されます。

また、「すべての子育て家庭の支援を行う施設」としての役割を担いますので、就学前の子育ての悩みや不安、小学校へ入学後の子どもの成長に応じた子育ての悩み等、保護者が気軽に相談できる施設となるよう取り組んでいきたいと考えています。

Q2 市内に住んでいるが、校区外からの入園は可能か。

【回答】

認定こども園では、原則市内のどの区域からも入園可能ですが、1号認定のみ校区内のお子さんを優先的に受け入れる予定です。

なお、2号・3号認定のお子さんは通常の保育所入所選考と同様、基準点の高い人からご案内いたします。

募集の結果、定員を下回る場合は校区外のお子さんの受け入れも可能ですが、校区外のお子さんについては、近隣小学校への入学を保障するものではありません。

よくある質問！

Q3 園で何かあった時等、市立であれば市へ問い合わせ対応してもらおうが、法人運営になったらどうなるのか。

【回答】

現行においても、園での事故等への対応は一義的に各園にて対応しています。

認定こども園へ移行後においても、まず園にて対応し、法人園への指導など、市も積極的に関わります。

Q4 法人の運営により、教育・保育の質はどのようになるのか、また市との関わりについてはどのようになるのか教えてほしい。

【回答】

平成30年より、「幼保連携認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」、及び「保育所保育指針」の統一化が図られ、認定こども園、幼稚園、保育所のどの施設においても同じ内容の教育・保育が提供されます。また、選定法人の良さなども取り入れ運営していくこととなります。

その後は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の実践について、監査や教育・保育の指導等に市も関わっていくこととなります。

よくある質問！

Q5 法人運営すると、先生方が全員変わるということが心配である。

【回答】

円滑な引き継ぎの為、下記の2点を募集に関する運営条件にて示しております。

- ①現市立幼稚園の臨時教諭等についても、運営法人で引き続き雇用できるか検討して頂きたいと考えている。
- ②また、引き続き雇用等が出来ない場合には、運営法人より3名の先生を引き継ぎの為、1月より配置する事としている。

Q6 現在、既存園に通っているが、認定こども園移行後も在園児は継続して入園できるのか。

【回答】

今回の認定こども園移行において、現在すでに既存園を利用しているお子さんについては、継続して利用が可能です。